

◆よくあるお問い合わせ等

Q 入会金、業者が請求する交通費、紹介料は補助の対象ですか。

A **対象です。**

Q シルバー人材センターの家事代行サービスも利用の対象ですか。

A **対象です。**

但し、個人名の領収書は請求不可です。シルバー人材センター名と作業内容を記載してもらってください。

Q 年末の大掃除を家事代行業者をお願いした場合に補助対象になりますか。

A **対象です。**

Q 家事支援サービス業者が行う掃除とハウスクリーニング業者が行う掃除の当日併用は出来ますか。

A **併用出来ます。**

その場合、それぞれのサービスごとに領収書をいただってください。難しい場合は、根拠資料として内訳がわかる書類を領収書と併せてご提出ください。

Q エアコンクリーニングと排水管清掃をそれぞれ別日に頼みました。どちらも請求できますか。

A **できません。**

エアコンクリーニングと排水管清掃はそれぞれハウスクリーニングにあたります。ハウスクリーニングは年度内14日のうち御利用できるのは1日のみなので、どちらか1つのみ請求可能です。

Q 家事支援サービスを回数券で利用した場合、請求はどうしたらいいですか。

A その場合は、回数券を購入した際の領収書とサービスを利用した日の領収書を併せて**添付**してください。

Q 住居ではなく、実家で行った家事代行も請求していいですか。

A **できません。**

御利用は会員の居住する住居に限ります。

Q 14日間利用予定ですが、1度にまとめて請求しなければなりませんか。

A **いいえ、分散して請求可能です。**

1回利用ごとに請求いただいても構いませんし、月でまとめて請求いただいても構いません。提出期限よりも十分余裕をもって、こまめに御提出されることをお勧めします。

担当：教育局教育総務部福利課
厚生担当

電話：048-830-6703